

議案第 34 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の 一部を改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市立小・中学校事務共同実施組織の設置目的を明確にするため、引用条文を変更する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 36 条の 2」を「第 45 条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第34号 小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
(趣旨) 第1条 この告示は、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成18年小城市教育委員会規則第1号）<u>第36条の2</u>の規定に基づき、小城市立小・中学校事務共同実施組織（以下「学校運営支援室」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この告示は、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成18年小城市教育委員会規則第1号）<u>第45条</u>の規定に基づき、小城市立小・中学校事務共同実施組織（以下「学校運営支援室」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（**現行**）

平成20年 3 月 18 日

教育委員会告示第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成18年小城市教育委員会規則第 1 号）第30条の 2の規定に基づき、小城市立小・中学校事務共同実施組織（以下「学校運営支援室」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則

平成18年 3 月 23 日

教育委員会規則第 1 号

現行

（事務職員）

第 3 6 条 学校に事務職員を置く。
2 事務職員は、事務をつかさどる。

改正後

（学校運営支援室）

第 4 5 条 学校における業務の効率化及び学校運営に関する支援を行うため、小城市立小・中学校に学校運営支援室を置く。
2 学校運営支援室には、学校運営支援室長を置く。
3 学校運営支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の定めるところによる。